

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	福島県新地町

新地町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 福島県 新地町 農林水産課
所 在 名 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田 3 0 番地
電 話 番 号 0 2 4 4 - 6 2 - 2 1 9 4
F A X 0 2 4 4 - 6 2 - 4 0 4 3
メールアドレス norinsuisan@town.shinchi.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、タヌキ、アライグマ、ハクビシン、カラス
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	新地町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	果樹	2 5 5 千円 7 a
	野菜	1 5 0 千円 6 a
	いも類	8 5 7 千円 2 5 a
タヌキ	—	—
アライグマ	—	—
ハクビシン	—	—
カラス	りんご	4 0 4 千円 1 0 a

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

新地町の農作物被害は、イノシシやカラスによるものが多く、町内全域において、野生鳥獣に関する被害が確認されている。 また、野生鳥獣による農作物被害が、農業者の生産意欲を低下させる要因となりうることから、耕作放棄地が増加しかねない状況にある。 特に、8月から10月の間は、果樹を中心に、イノシシやカラスによる食害の報告がある。 イノシシによる農作物被害は、馬鈴薯等のいも類における食害の報告がある。 なお、イノシシによる農地及び土手の掘り起こし、水路の破壊等の農業被害も確認されている。 タヌキ及びアライグマ、ハクビシンによる農作物被害は、家庭菜園等の果樹及び野菜を中心に食害が確認されている。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
被害面積	イノシシ 38a	イノシシ 34a
	タヌキ —	タヌキ 0a
	アライグマ —	アライグマ 0a
	ハクビシン —	ハクビシン 0a
	カラス 10a	カラス 9a
被害金額	イノシシ 1,262千円	イノシシ 1,136千円
	タヌキ —	タヌキ 0千円
	アライグマ —	アライグマ 0千円
	ハクビシン —	ハクビシン 0千円
	カラス 404千円	カラス 364千円

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・新地町有害鳥獣捕獲隊が、箱わな及び銃器等を活用し、捕獲を行う。 ・新地町では、捕獲等に関し、補助金を交付する。	・捕獲隊員が高齢化している。 ・担い手となる捕獲隊員の確保と育成が急務となっている。 ・耕作放棄地の増加が課題となっている。
防護柵の設置等に関する取組	・新地町では、要件を満たす農業者に対し、防護柵の設置に関する補助金を交付する。	・農業の担い手不足や地域住民の高齢化に伴い、電気柵の維持管理や地域ぐるみの刈り払いが困難である。 ・自己防衛意識の醸成を図る。
生息環境管理その他の取組	・新地町では、広報等において鳥獣被害防止対策に関する普及啓発を行う。	・雑木林等の刈払い実績が少ないことから、住民の意識として捕獲以外の被害防止対策の重要性を理解してもらう。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について

て記入する。

(5) 今後の取組方針

新地町では、住民からの通報を受けて、新地町有害鳥獣捕獲隊が、箱わなや銃器による捕獲を行っているが、捕獲隊員の高齢化により、イノシシ等の生息域が町内全域に拡大する状況に対応が困難となっている。

そのため、新地町では、電気柵の設置を支援するとともに、地域ぐるみの刈り払い等を実施するなど、住民の意識の醸成を図る。

また、有害捕獲においては、福島県イノシシ管理計画等に基づき、個体数の調整を行う。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

福島県猟友会相馬支部からの推薦を受けた者に対し、新地町長が、新地町有害鳥獣捕獲隊員として委嘱する。

新地町では、新地町有害鳥獣捕獲隊と連携して、捕獲時期や捕獲場所等を協議し、有害捕獲を行う。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
7	イノシシ タヌキ アライグマ ハクビシン	・ 広報誌等により狩猟に関する情報提供を行う。 ・ 捕獲の担い手の育成に取り組む。 ・ 鳥獣被害に関するアンケート調査を実施する。 ・ 捕獲機材の実証及び実施体制の整備を行う。
	カラス	・ 捕獲隊の狩猟技術の向上に取り組む。 ・ 捕獲の担い手の育成に取り組む。

		・捕獲に関する経費の助成を行う。
8	イノシシ タヌキ アライグマ ハクビシン	・広報誌等により狩猟に関する情報提供を行う。 ・捕獲の担い手の育成に取り組む。 ・鳥獣被害に関するアンケート調査を実施する。 ・捕獲機材の実証及び実施体制の整備を行う。
	カラス	・捕獲隊の狩猟技術の向上に取り組む。 ・捕獲の担い手の育成に取り組む。 ・捕獲に関する経費の助成を行う。
9	イノシシ タヌキ アライグマ ハクビシン	・広報誌等により狩猟に関する情報提供を行う。 ・捕獲の担い手の育成に取り組む。 ・鳥獣被害に関するアンケート調査を実施する。 ・捕獲機材の実証及び実施体制の整備を行う。
	カラス	・捕獲隊の狩猟技術の向上に取り組む。 ・捕獲の担い手の育成に取り組む。 ・捕獲に関する経費の助成を行う。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県第14次鳥獣保護管理事業計画(案)、福島県イノシシ管理計画、福島県アライグマ防除実施計画に基づく基準により捕獲を行う。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	7年度	8年度	9年度
イノシシ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。 捕獲目標200頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。 捕獲目標200頭	福島県第14次鳥獣保護管理事業計画(案)及び福島県イノシシ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。 捕獲目標200頭
タヌキ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準により捕獲を行う。 捕獲目標20頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準により捕獲を行う。 捕獲目標20頭	福島県第14次鳥獣保護管理事業計画(案)に基づく基準により捕獲を行う。

			捕獲目標 20 頭
アライグマ	福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画及び福島県アライグマ防除実施計画に基づく基準により捕獲を行う。 捕獲目標 20 頭	福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画及び福島県アライグマ防除実施計画に基づく基準により捕獲を行う。 捕獲目標 20 頭	福島県第 14 次鳥獣保護管理事業計画(案)及び福島県アライグマ防除実施計画に基づく基準により捕獲を行う。 捕獲目標 20 頭
ハクビシン	福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準により捕獲を行う。 捕獲目標 20 頭	福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準により捕獲を行う。 捕獲目標 20 頭	福島県第 14 次鳥獣保護管理事業計画(案)に基づく基準により捕獲を行う。 捕獲目標 20 頭
カラス	福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準により捕獲を行う。 捕獲目標 30 羽	福島県第 13 次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準により捕獲を行う。 捕獲目標 30 羽	福島県第 14 次鳥獣保護管理事業計画(案)に基づく基準により捕獲を行う。 捕獲目標 30 羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
新地町では、人的被害の恐れがある個体及び農作物被害が大きい地区を中心に、新地町有害鳥獣捕獲隊が有害捕獲を行う。 また、地域住民の安全に十分配慮する。 捕獲時期は、農作物の収穫期である 8 月から 10 月の間で重点的に実施する。 捕獲方法は、箱わな及び銃器により行う。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	7 年度	8 年度	9 年度
イノシシ タヌキ アライグマ ハクビシン	電気柵 1,500m	電気柵 1,500m	電気柵 1,500m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	7 年度	8 年度	9 年度
イノシシ タヌキ アライグマ ハクビシン	新地町では、電気柵周辺の下草刈りを適宜行い適切な維持管理に取り組む。	新地町では、電気柵周辺の下草刈りを適宜行い適切な維持管理に取り組む。	新地町では、電気柵周辺の下草刈りを適宜行い適切な維持管理に取り組む。

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
7	イノシシ	・ 里地里山の整備を実施する。 ・ 地域住民からの情報収集を行う。 ・ 農作物残渣等の誘因物を適正に処理する。

		・鳥獣被害防除に関する基礎知識の醸成を図る。
	タヌキ アライグマ ハクビシン カラス	・地域住民からの情報収集を行う。 ・被害状況調査と情報提供を行う。 ・地域ぐるみの取組を先進地で事例とし収集する。
8	イノシシ	・里地里山の整備を実施する。 ・地域住民からの情報収集を行う。 ・農作物残渣等の誘因物を適正に処理する。 ・鳥獣被害防除に関する基礎知識の醸成を図る。
	タヌキ アライグマ ハクビシン カラス	・地域住民からの情報収集を行う。 ・被害状況調査と情報提供を行う。 ・地域ぐるみの取組を先進地で事例とし収集する。
9	イノシシ	・里地里山の整備を実施する。 ・地域住民からの情報収集を行う。 ・農作物残渣等の誘因物を適正に処理する。 ・鳥獣被害防除に関する基礎知識の醸成を図る。
	タヌキ アライグマ ハクビシン カラス	・地域住民からの情報収集を行う。 ・被害状況調査と情報提供を行う。 ・地域ぐるみの取組を先進地で事例とし収集する。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
新地町	・相馬警察署に連絡する。 ・被害状況の確認を行う。 ・住民に注意喚起を行う。
相馬警察署	・人命救助を行う。 ・パトロールを実施する。 ・住民に注意喚起を行う。
新地町有害鳥獣捕獲隊	・鳥獣被害防止対策における有害捕獲を行う。
新地町民	・鳥獣被害発生時の状況を通報する。
福島県相双地方振興局 県民環境部	・野生鳥獣に関する専門知識から保護管理や捕獲許可等における助言及び指導を行う。

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

新地町民	→	新地町	→	相馬警察署
			→	新地町有害鳥獣捕獲隊長
			→	新地町民
			→	福島県相双地方振興局県民環境部

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理施設での焼却及び埋設等を行う。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	イノシシの肉は、原子力災害対策特別措置法に基づき、出荷制限や摂取制限の指示があるため、当面の間、食品での利用は困難である。
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのとけ給餌、学術研究等)	該当なし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施

該当なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	新地町有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
新地町行政区区長会	・ 地域住民の協力体制を構築する。 ・ 地域住民の鳥獣被害調査を行う。
新地町有害鳥獣捕獲隊	・ 鳥獣被害防止対策における有害捕獲を行う。
福島県猟友会相馬支部	・ 野生鳥獣の出没等に関する情報提供を行う。 ・ 猟銃や罠等の取り扱いに関する指導を行う。 ・ 新地町有害狩猟鳥獣捕獲隊の推薦を行う。
福島県鳥獣保護管理員	・ 鳥獣に関する助言及び指導を行う。 ・ 鳥獣保護に関する業務を行う。
相馬地方森林組合	・ 山林に関する有害鳥獣の情報提供を行う。
ふくしま未来農業協同組合	・ 有害鳥獣関連の情報提供を行う。 ・ 鳥獣被害防止対策に関する指導を行う。
新地町認定農業者協議会	・ 農業者を代表して情報提供を行う。
新地町農業委員会	・ 農地等に関する情報提供を行う。 ・ 鳥獣被害防止対策に関する指導を行う。
新地町	・ 事務局に関する用務を行う。 ・ 協議会に関する連絡及び調整を行う。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
福島県相双農林事務所 農業振興普及部	・ 有害鳥獣に関する専門知識から被害対策における助言及び指導を行う。 ・ 情報収集及び情報提供を行う。
福島県相双農林事務所 森林林業部	・ 農地周辺の環境整備としての森林整備に関する情報提供、助言及び指導を行う。
福島県相双地方振興局	・ 野生鳥獣に関する専門知識から保護管理や

県民環境部	捕獲許可等における助言及び指導を行う。 ・ 情報収集及び情報提供を行う。
-------	---

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

新地町では、新地町有害鳥獣捕獲隊と協議し、鳥獣被害対策実施隊の設置を検討する。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。